料金後納

ゆうメール

朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知 会報

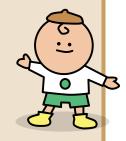
도토리통신

ととり通信 第22号



〈目次〉

名古屋高裁判決のポイントと今後の展望 2					
●声明	原告	4			
	愛知朝鮮高校生就学支援金不支給違憲国賠訴訟弁護団	5			
	朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知	6			
●平壌からの連帯メッセージ					
●幼保無償化基礎知識 Q&A					
●現役朝鮮幼稚園の先生のアピール文					
●事務局	引ほのぼの便り 山本かほりさん	11			
●裁判局	な接グッズ紹介、カンパのお知らせ、連絡先	12			



1 はじめに

2019年10月3日、名古屋高等裁判所は、愛知朝鮮高校「無償化」裁判について、控訴人(原告)の控訴を棄却する判決を言い渡しました。4月26日の第3回口頭弁論では、弁護団が高裁で浮上した争点について本多滝夫教授(行政法学)の意見書を提出する予定を伝え、結審に対し次々と異議を述べる中で審理が打ち切られ、傍聴にお集まり頂いた方々も裁判所の姿勢に憤りと不安を抱かれたことと思います。結論は、予想された通りの不当判決でした。

本稿では、名古屋高裁の審理と判決のポイント、 今後の展望についてお伝えします。

2 高裁の審理のポイント

名古屋地裁判決は、愛知朝鮮高校の学校運営について、教科書の内容などの教育内容を根拠として、教育基本法の禁止する「不当な支配」を朝鮮総聯から受けていると疑うべき事情があったから、「法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」という審査要件(規程13条)を充足しないとした文部科学大臣の判断は違法ではない、と判示しました。

一方、下村文部科学大臣が高校無償化とは無関 係の「拉致問題が進展していない」という理由を述

べて、朝鮮高校を就学支援金の対象としていた省令ハの削除を決定したことに対しては、どのみち朝鮮高校は指定の要件を満たしていなかったとして、判断を回避しました。

愛知朝高を「無償化」の対象としない旨の不指定処分には、 ①朝鮮学校を「無償化」の対象としていた文部科学省令ハの削除、②学校は審査基準の規程13条を満たさないこと、 ③学校は規程6条(教員数の要件)を満たさないこと、の 3つの理由が付されていました。

今までの裁判を見ると、勝訴した大阪地裁のみが①の省令ハの削除そのものにスポットを当て、拉致事件を理由に朝高生を排除するために行われた違法なものであったことを認めましたが、それ以外の裁判では、裁判所は理由②の国の言い分を認めて、①については判断を避けていました。どうせ朝鮮学校は「適正な運営」をしておらず対象にならないのだから、省令ハの削除(①) は関係ない、という理屈です。省令ハの削除は、文部科学大臣が、拉致が理由と公言して行ったものなので、それについては触れないというのが国を勝たせる場合の裁判所の一貫した態度でした。

そこで、控訴審では、省令ハの削除によって、朝鮮高校 生を未来永劫高校無償化の対象から除外した行為に対し、 司法判断の必要性を認めさせ、教育と関係のない外交を考 慮したことは違法であるとの認定を引き出すこと、そして、 朝鮮学校を支援してきた総聯との関係(すなわち、民族学 校と協力関係にある在外民族団体の関係)を、教育内容を 媒介にして「不当な支配」と捉えることの誤りを正す ことが、最も重要な課題となりました。

3 控訴人側の補充主張

(7)

(7)

(1) 省令ハの削除のみが不指定処分の理由となること

高裁では、文部科学大臣の意図というだけではな く、論理的に考えても、不指定処分の真の理由は① であり、②③は理由とならないという新しい主張を 展開しました。

2013年2月20日にされた省令ハの削除は、同じ日に文部科学省から発送され、後日愛知朝鮮高校に到達した時に効力を生じた不指定処分よりも先に発効しています。朝鮮学校の審査基準(=規程)は省令ハに基づく審査のために作成された省令ハの下位規定なので、省令ハがなくなれば存続できません。すると、省令ハが最早ないのに(理由①)、審査基準があることを前提として、審査基準を充たさない(理由②③)という不指定処分をすることは不可能です。したがって、省令ハの削除(理由①)だけが不指定の理由として成立することになります。

つまり、朝鮮高校に対する不指定処分は、論理的 に両立しない理由が併記されているという、まことに

奇妙な処分ということになります。このような通常あり得ない処分がなされたのは、すでに申請中の朝鮮学校を省令ハの削除により排除することの横暴さを糊塗するためだったと思われます。このような行政処分は過去に裁判で争われた例がなかったため、本多滝夫教授(行政法・龍谷大学)に意見書を執筆して頂き、結審後となりましたが、7月上旬に提出もしました。

(2) 名古屋地裁判決の「不当な支配」解釈の違憲、違法性朝鮮高校の教育内容、特に朝鮮学校が祖国とする朝鮮に関する教育内容について、「北朝鮮の最高指導者を個人崇拝し、その考えや言葉を絶対視するような内容のものになっている」から朝鮮総聯の「不当な支配」が疑われるという地裁判決について、名古屋大学教育学部の石井拓児先生の意見書を提出し、かつ学校運営が適正になされていたことを立証するため、愛知朝鮮学園理事会の議事録等の資料を追加提出しました。

石井先生は、名古屋地裁判決の違法性について、様々な教育関係法令に目配りしながら、以下の通り指摘されています。そもそも「不当な支配」の禁止とは、学校に対し「教育の中立性」を命じているのではなく、「教育の自主性」を歪めるような「不当な支配」を禁じるものであること、したがって、名古屋地裁が問題視している教科書の内容や、生徒が朝青に加盟していることなどは、生徒・保護者・教師ら学校内部の合意に基づく限り何ら問題はなく(=自主性を歪め

るものではなく)、当事者の訴えがないのに「不当な支配」を認定することは許されない。名古屋地裁判決の論理は、学校内部の合意に基づく自主的な教育活動に、行政権力が政治的判断に基づいて介入することを可能とする危険なロジックである。さらに、不指定処分が審査会の審査を打ち切ってなされたことは、教育行政が中立公正になされるための手続を無視するものである。そもそも

高校無償化法は教育内容の審査を予定していない。教育行政が、特定の教育内容を理由に就学支援金の交付対象から特定の学校を除外することは、「権力が要請する特定の教育内容」に強制的に導くことにつながることから、生徒の学習権を奪うものであると同時に、「子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げる国家介入」として、憲法13条(幸福追求権)、同23条(学問の自由)、同26条(教育を受ける権利)に全面的に抵触する、と。

裁判が始まる前の朝鮮高校無償化をめぐる国会審議では、 民主党はもちろん、自民党議員でさえも、朝鮮高校は無償 化の対象となること、「不当な支配」論で排除はできないこ とを前提に議論していたことも立証しました。

4 名古屋高裁判決の概要と不当性

まず、上記(1)の主張について、東京高裁、福岡地裁は認めませんでしたが、名古屋高裁は初めて、朝高に対する不指定処分の理由は①の省令ハの削除だけになると認めました。名古屋地裁は省令ハの削除の背景に拉致問題の考慮があったことを認めていました。

しかし、それにもかかわらず、名古屋高裁は、省令ハの削除が違法であったか否かは判断をしませんでした。愛知朝高が規程13条を満たし、省令ハの削除がなければ、朝高生は就学支援金をもらえていたといえない限り、原告の学習権侵害等は認められない、というのがその理由です。そこでは、省令ハの削除で打ち切られた審査会において、朝鮮高校が規程の客観的要件を満たしていることが確認され、朝鮮高校を指定する前提で留意事項案を議論していたことは顧みられませんでした。そして、省令ハの削除によって原告が「民族的感情を害したとしても」、それだけでは、慰謝料は認められないとしたのです。

その上で、愛知朝高が総聯から「不当な支配」を受けている疑念があるという地裁の判断を容認して、愛知朝高は規程13条を満たしていなかったから、朝高生の慰謝料請求も認められないと結論づけました。高裁で追加提出した愛知朝鮮学園の議事録等によって、地裁判決が運営の適正が疑わしい理由としていた理事会参加者の問題などの疑惑



は解消されていたのにかかわらず、 これらの新しい証拠にはまったく触 れず、きちんとした理由も付さずに 地裁の判断を追認するだけの非常に 杜撰な判決でした。

朝鮮高校生の無償化除外問題は、 政権が差別を意図して行った点に特 徴があります。他の政策目的を叶える ために、犠牲になる少数者が出てし まったという問題ではありません。こ のような政権の差別の意図が、平等

権を保障する憲法14条のもとで許されるはずがありません。

加えて、朝鮮総聯が朝鮮高校の教育の自主性を奪っているという証拠はないにもかかわらず、朝鮮高校の教育内容を理由にして「不当な支配」を認定する手法は、日本社会の朝鮮に対する偏見に支えられ、さらに偏見を助長する政治的判決としかいいようがありません。少数者の人権の最後の砦としての裁判所の責務は果たされませんでした。

5 上告審について

控訴人らは、10月11日に上告及び上告受理申立を行い ました。

上告審(最高裁判所)では、事実認定も含めて争われる 高裁までと違い、憲法違反や最高裁判例違反など特に重要 な法律上の争点についてのみ、高裁判決に誤りがないか審 理されることになります。本件は、朝鮮高校生の人格権、 平等権、学習権という憲法上の権利に関する訴訟であり、 また民族学校の教育の自由という重要な論点を含む訴訟で すから、最高裁で審理されるべき事件といえます。

なお、大阪、東京の場合、同時期に最高裁判所の第三 小法廷で審理され、上告棄却、不受理となりましたが、そ の決定に関与した裁判官の内一人は決定直後に退職してお り、現在の最高裁判事は構成が変わっています。ですので、 必ず同じ結論になると決まったわけではありません。

弁護団では、大阪訴訟、東京訴訟の十分な分析を行い、 全国の弁護団との連携の下、省令ハの削除が不指定処分の 理由であるという認定を得たことも梃子にして、本件が朝鮮 学校生徒の学習権、平等権、人格権という重要な憲法上の 権利に関する訴訟であることを上告理由書で明らかにしてい きます。

東京・大阪の上告棄却、名古屋高裁判決と敗訴が続きましたが、全国の訴訟を通じて、民族教育権に関する理論的探究は一段深められ、国の行為の不当性も明らかにされたと思います。朝鮮高校生の闘いはこれからも続きますので、裁判闘争を通じた成果を広く共有することに是非お力をお貸し下さい。今後とも厚いご支援を賜りますようお願いいたします。

5

判決を受け、大きな憤りを感じています。

私たちがこれまで 6 年間半もの間主張し続けた朝 鮮学校に通う子供たちの学ぶ権利は、国と名古屋 高等裁判所に踏みにじられました。

これは決して受け入れられない事実です。

今の日本社会において朝鮮学校に対する異常なほどの偏った偏見は、国や裁判所によってより深刻なものとなったことは明らかです。

すべての子供たちが安心して学べるように定められた法律で、子供たちが傷ついているという現実は耐え難いものです。いったい何のために法律は存在するのでしょうか?

この6年間、私たちは街頭に立ち道行く人に差別とその不当性がいかなるものなのか、訴えてきました。無関心故に素通りする人々、わずかな知識と大きな偏見を持ち心無い罵声を浴びせてくる人々、街頭宣伝での経験は想像を超える困難の連続でした。

東京と大阪では既に、最高裁への上告が棄却され ております。

そして、10月より施行される幼保無償化からは、 「当たり前」のように朝鮮学校を含む外国人幼稚園 だけが除外されております。 これでも「すべての子供たちが安心して学べる」社会が作られようとしていると言えるのでしょうか?

ただでさえ、本来は勉学と部活に励み、輝かしい 青春時代を過ごしているはずの朝鮮学校に通う後輩 たちが、「裁判」という大きな問題と不安を抱えなが ら学校生活を送っているのに、これから社会に触れ ていく園児たちにすらその差別が及ぶことを、私た ちは到底黙って見過ごすことはできません。

しかしそんな厳しい逆風の中でも、多くの日本の支援者の方が共に声を上げてくださり、温かい励ましを受けながら闘ってきました。

私たちは今日の不当判決に激しい怒りをもって強く抗議します。ただちに上告し、勝利するその日まで闘い続けます。

これから朝鮮学校に通うことになる子供たちのために、そして差別のない日本社会を築いていくためにも明るい未来を残していかなければならないと切に思います。

すべての子供たちに学ぶ権利が与えられるその日 まで、私たちは闘い続けます。

これからもみなさまのご支援をよろしくお願いいたします。



本日、名古屋高等裁判所(松並重雄裁判長)は、愛知朝鮮中高級学校の高級部に在籍していた生徒10名(現在は卒業生)が就学支援金不支給は違法として提起した国家賠償請求訴訟の控訴審で、一審の名古屋地裁に続いて、元生徒らの請求を棄却する判決を言い渡しました。

高校無償化法によって、外国人学校の生徒も就 学支援金の支給対象とされましたが、国は、朝鮮高 校生のみを、日本人拉致事件が未解決であるなどの 政治外交上の理由により除外してきました。本訴訟 は、国による朝鮮高校生の排除について、愛知朝 鮮高校の生徒・卒業生が、日本国憲法で保障され る平等権、人格権、学習権が侵害されたことなどを 理由に、慰謝料等を求めていたものです。

本訴訟の中心的な争点は、安倍内閣成立直後に、下村文部科学大臣(当時)によって行われた、高校無償化法施行規則1条1項2号ハの規定(省令ハ)の削除の違法性でした。全国の朝鮮高校が申請中であったにもかかわらず、その根拠省令を削除し、朝鮮高校生を将来にわたって就学支援制度から排除したこの措置は、「すべての意志ある高校生徒が安心して勉学に打ち込める社会をつくる」ことを目的とする高校無償化法に反するものではないか、文部科学行政として許されざる政治的偏頗ではないかが争われました。

控訴審ではさらに、愛知朝鮮学園に対する不指定処分に、①省令ハの削除と、②同校が省令ハに基づく指定の基準である規程13条(適正な学校運営を求めるもの)に適合すると認めるに至らなかったという理由が付されていたことについて、2つの理由が相互に矛盾することを国が認め、どちらが不指定処分の理由となるかが新たに争点となりました。控訴人らは、不指定処分が愛知朝鮮学園に到達し、

効力を生じたのは省令ハの削除の後であり、すでに 規程13条もなくなっていたから、①のみが処分理由 であると主張していたところ、名古屋高等裁判所は この点は認め、本件不指定処分の理由は省令ハの 削除のみであると判断しました。しかしながら、仮 に本件不指定処分が違法無効だとしても、朝鮮高 校が省令ハの下で対象校として指定され、控訴人ら に就学支援金を受給できる地位が認められない限 り、省令ハの削除によって心情ないし民族的感情を 害されたとしても、控訴人らには権利利益の侵害が なく慰謝料請求は認められないとしました。その上 で、愛知朝鮮高校は朝鮮総聯の不当な支配を受け ている可能性があるから就学支援金支給象校として 認められないとした国の判断を追認した一審判決を 支持しました。

このようにして、本判決は、同様に本件不指定 処分の理由は何であるかが争点となった東京高裁判 決、福岡地裁判決と異なり、本件不指定処分の唯一の理由は省令ハの削除であると認めたにもかかわらず、省令ハの削除及び本件不指定処分の違法性 に対する判断は回避したのです。省令ハの削除という朝鮮高校生を狙い撃ちにして排除した措置については国を正面から断罪することをあくまでも回避し、国賠法上の侵害利益を狭く解して本訴において差別による平等権侵害、人格権侵害等を訴えた控訴人らの被害の実態を顧みないその姿勢は、少数者の人権の最後の砦としての司法の責務の放棄であり、憤りを禁じ得ません。

私たちは、上告審において控訴人らの救済を求め、 国による朝鮮高校生に対する差別を解消し、すべて の意志ある高校生らが安心して勉学に打ち込める社 会を実現するため、引き続き闘っていく所存です。

 $\mathbf{1}$

朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知

2013年1月24日、愛知朝鮮中高級学校の学生・卒業生10名が原告となり、「高校無償化」からの排除の不当性を訴えて、日本国を相手に国家賠償請求訴訟を提起して6年8ヶ月、名古屋高等裁判所は、昨年の名古屋地裁不当判決に続き、本日、不当にも原告敗訴の判決を下した。原告たちの声に耳を貸さず、「高校無償化」法の趣旨を顧みず、子どもたちの人格をはぐくむ民族教育の意義を無視する不当判決に、私たちは怒り、強く抗議する。

高裁では、省令ハ削除の違法性についての判断 回避、教育基本法の「不当な支配」についての判 断、人格権侵害の否定など、地裁判決が示した数々 の誤りを正すため、原告と弁護団が主張と立証を重 ねてきた。しかし、裁判所は、一審で十分に当事者 の主張立証が尽くされていないにも関わらず、前川 喜平元文部科学事務次官らの証人尋問の実施を却 下、そして新たに浮上した論点について継続審理を 求める弁護団の求めも却下し、結審を強行した。こ のような横暴に示されたように、高等裁判所もこの 裁判に正面から向き合おうとしなかった。私たちは この裁判所の姿勢に対し、公正公平な裁判を求める ため署名活動を行い、9613名分もの署名をたくさ んの支援者から集め、高等裁判所に届けた。しかし ながら、そこで署名は受け取るが裁判官には見せず、 署名提出があったことさえも伝えないという信じがた い説明を書記官から受けた。人権の砦であるべき裁 判所が、原告たちの声より、真実の立証より、平気 で人権を踏みにじる国の意向に従う姿は憤りを禁じ 得ないし、この裁判を注視している多くの人々の声を 無視し、耳を傾けない姿に一体誰のための司法なの かと疑問に思う。

2010年に朝鮮高校が「高校無償化」から排除されて以来、朝鮮高校生たちはもちろん、卒業生、家族、

教員、支援者らが9年間もの時間を割いて、署名活動や街頭宣伝、学習会など様々な形でこの問題を日本社会に訴えてきた。本来高校生が勉学や部活動に励む時間を日本政府によって奪われてきたのである。いつまで朝鮮学校に通う生徒たちの人権を踏みにじれば気がすむのか。朝鮮学校に通う生徒たちだけでない。「朝鮮人」として生きようとしている人や「朝鮮人」として生きている人たちの人権をも踏みにじっているのである。日本政府は一刻も早く過ちを認め、朝鮮高校生にも「無償化」を適用して就学支援金を支給し、安心して民族教育を受けられる環境を作るべきであることを、改めて訴える。

本日の不当判決は、日本政府が行った差別を追認するものであり、断じて許されない。日本政府は過去の植民地支配を清算するためにも、歴史としっかりと向き合い、朝鮮高校生に「無償化」を適用し、朝鮮学校に対する差別・弾圧を即刻やめなければならない。この裁判で問われているのは、朝鮮高校の「無償化」排除の是非だけではない。日本政府・日本人が過去の植民地支配の責任を全うするかどうかもまた問われている。植民地主義を克服するため、朝鮮高校への「無償化」適用は必ず勝ち取らなければならない。

私たちは日本政府に、そして不当判決を容認するこの日本社会の流れに決して屈服することなく、全国各地の朝鮮高校への「無償化」適用を求める闘い、東京・大阪・広島・福岡の各地での裁判闘争と連帯し、勝利のその日まで闘い続けることをここに誓う。あわせて、わたしたちひとり一人の内面に存在する植民地主義と向き合い、その克服のために、わたしたちも努力することを誓う。

平壌からの連帯メッセージ

朝鮮民主主義人民共和国の朝鮮対外文化連絡協会(主に外国(同胞以外)からの 訪問に関わる事業を行う機関)から愛知の高裁判決に際して連帯の メッセージが届きました。

連帯メッセージ 《朝鮮語》

조선학교무료화적용을 위해 성의있는 노력을 다하고있는 아이찌현안의 각계층 인사 여러분에게

조선대외문화련락협회 국장 손철수

많은 어려움과 곤난속에서도 조선학교 학생들의 밝은 웃음과 재일조선공민들의 민주주의적민족권 리옹호를 위해 모든 성의를 다하여 분투하고있는 여러분에게 뜨거운 련대의 인사를 보냅니다.

조선학교 학생들과 련대하여 지난 10 년동안 여러분들이 벌려온 활동은 일본사회의 정의를 지키고 인간의 보편적권리를 옹호하기 위한 정당한 활동이였습니다.

여러분들의 활동은 재일조선공민들과 조선학생들은 물론 우리 인민에게도 힘과 고무를 안겨주었으며 또한 조일우호의 정을 이어주고있다고 생각합니다.

그러나 이 정의와 량심의 목소리를 무시하고 일 본당국은 조선학생들의 배움의 권리를 한사코 짓 밟고있으며 이제는 철부지 유치원 원아들에게까지 민족차별의 가혹한 고통을 들씌우고있습니다.

재일조선인문제의 발생경위로 보나 과거 조선민 족앞에 저지른 죄악으로 보나 재일조선공민들의 권리를 법적으로, 제도적으로 담보해주어야 할 일 본정부가 그들에게 일본인들과 꼭같은 사회적의무 를 요구하면서도 사회적보장제에서 여지없이 배제 해버리는 이 행태는 그 무엇으로서도 정당화할수 없는 반인권적폭거이며 또한 국가의 도리도 모르 는 몰지각한 행위가 아닐수 없습니다. 아무 잘못도 없는 철없는 자식들을 차별과 불평 등속에 키워야 하는 재일조선공민들의 억울하고 피맺힌 심정을 생각하면 가슴이 아프고 분노가 치 밀어오르는것을 금할수 없습니다.

조선학교 학생들과 유치반 어린이들에 대한 일본당국의 폭거는 우리 인민은 물론 전체 조선민족의 대일감정을 극도의 혐오와 불신에로 이끌어가고있으며 또한 국제사회의 비난과 조소를 자초하고있습니다.

재일조선인들의 지위문제, 조선학교문제를 바로 해결하는것은 단순히 재일외국인에 한한 문제가 아니라 다름아닌 일본의 사회적정의의 실현과 나 라의 전도와 관련된 중요한 문제라고 생각합니다.

우리는 일본당국이 이제라도 시대착오적인 반공화국, 반총련적대시정책을 걷어치우고 조선학교문제를 옳바로 해결해야 하며 량심있고 지성있는 일본의 시민들이 이 문제해결에 적극 떨쳐나서야 한다고 생각합니다.

우리는 지난 10 년동안 헌신적인 노력을 기울여온 여러분들이 앞으로도 이 운동의 앞장에서 적극 노력 해주리라 믿으면서 여러분의 사업과 정의로운 활동 에서 보다 큰 성과가 있기를 진심으로 바랍니다.

連帯メッセージ 《日本語訳》

朝鮮学校無償化適用のために誠意ある努力をされている 愛知県の各界の皆さんに

朝鮮対外文化連絡協会 局長 孫哲秀

多くの障害と困難の中で、朝鮮学校の学生たちの明るい笑顔と在日朝鮮公民の民主主義的・民族的権利の擁護のために、あらゆる誠意を尽くして奮闘されている皆さんに、熱い連帯のあいさつを送ります。

皆さんがこの10年にわたって朝鮮学校の学生たちと連帯して繰り広げてきた活動は、日本社会の正義を守り、人間の普遍的権利を擁護するための正当なものでした。

皆さんの活動は在日朝鮮公民や朝鮮学校の学生 はもちろん、我が国の人民にも力と勇気を与えて くれると同時に、朝日の友好に寄与しているもの と考えます。

ところが日本当局は、この正義と良心の声を無視して、朝鮮学校学生の学ぶ権利を死にものぐるいで踏みにじっており、いまやあどけない幼稚園の園児たちにまで民族差別の過酷な苦痛を与えています。

在日朝鮮人問題の発生経緯から見ても、過去に 朝鮮民族の前に犯した罪悪から見ても、日本政府 は在日朝鮮公民の権利を法的・制度的に保障すべ きです。ところが朝鮮人に日本人と同等の社会的 義務を要求しながらも、社会的な保障制度からは 頑として排除しようとする姿勢は、何をもってし ても正当化できない反人権的暴挙であり、国とし ての道理もわきまえない無分別な行為に他なりま せん。

何の罪もない無邪気な子どもたちを差別と不平 等の中で育てなくてはならない在日朝鮮公民たち の、つらくせつない心情を思うと、胸が痛く、込 み上げる怒りを抑えられません。 朝鮮学校の学生たちと幼稚班の子どもたちに対する日本当局の暴挙は、我が国の人民はもちろん 全朝鮮民族の対日感情に極度の嫌悪と不信を与え ており、さらには国際社会の非難と嘲笑を自ら招いています。

在日朝鮮人の地位問題、朝鮮学校問題を正しく解決することは、単に在日外国人に限った問題ではなく、他でもない日本の社会正義の実現と国の未来に関わる重要な問題でもあるでしょう。

私たちは日本当局が今からでも時代錯誤的な反 共和国・反総聯の敵対政策を中止し、朝鮮学校問 題を正しく解決すべきであり、良心と知性を持っ た日本の市民たちがこの問題の解決に向けて積極 的に立ち上がるべきだと考えます。

私たちはこの10年にわたり献身的な努力を傾けてきた皆さんが、今後もこの運動の先頭に立って、前向きに努力してくださることと信じながら、皆さんの事業と正義のための活動において、より大きな成果を挙げられることを心から願います。



2019年10月1日より実施された「幼児教育・保育の無償化」から 外国人学校の幼稚園・保育園が対象外とされています。

「高校無償化」制度に引き続き、朝鮮学校の幼稚班(日本の幼稚園に相当)も除外されてしまいました。 このような差別は断じて許されません。

朝鮮幼稚園を含めたすべての幼児教育・保育の機会が保障されることを強く求めます。

9

幼保無償化基 礎 知 識



Q 幼保無償化での保育園・幼稚園と朝鮮幼稚班は どのような違いがあるの?

A: まず、保育園と幼稚園と朝鮮幼稚園(各種学校幼児 施設)には以下のような違いがあります。

	保育園	幼稚園	各種学校幼児施設
目的	保護者の委託を 受けて、乳児または 幼児を保育する。 福祉施設。	幼児を保育し、 適当な環境を与え、 心身の発達を 助長する。 教育施設。	保育園・幼稚園に 類する環境の中で、 外国にルーツを持つ 幼児達など多様な 教育を行う。
対象年齢	0~6歳	3~6歳	施設による
保育時間	7:30~18:00頃	9:00~14:00頃	施設による
給食の有無	義務	任意	任意
所管	厚生労働省	文部科学省	文部科学省

愛知には朝鮮幼稚園はいくつあるの? また外国人学校の幼稚園はいくつあるの?

A: 各種学校の幼稚園に該当する施設は正式には「幼稚 部」と言います。愛知県庁の学事振興課私学振興室 によると、愛知県下には10校の各種学校認可の学校 法人が運営している「幼稚部」があるようです。現 在、全国88校の各種学校の内、愛知県では10校が 幼保無償化から除外されていることになります。愛 知には名古屋市(名古屋朝鮮初級学校)、瀬戸市(愛 知朝鮮第7初級学校)、春日井市(東春朝鮮初級学校)、 豊橋市(豊橋朝鮮初級学校)にある4つの朝鮮初級 学校があり、各学校に付属の幼稚班(幼稚園)があ ります。(現在は児童数の関係もあり合同で運営して いる学校もあります。) 愛知の民族教育は1945年解 放直後から始まり、70年以上の歴史を持ちます。当然、 朝鮮学校の幼稚班も幼児施設として問題なく機能し ており、今回の幼保無償化の目的でもある「すべて の幼児教育・保育の原則無償化」の対象施設になる べきですが、各種学校という理由で対象外とされて しまっています。

Q 幼保無償化から各種学校という理由で 除外されているけど、どういう理由なの?

A: 朝鮮学校をはじめとする外国人学校は一条校(学校教育法第一条に該当する学校)と異なり、各種学校に該当します。各種学校とは「一条校以外で、学校教育に類する教育を行うもの」とされています。日本政府は「一条校とは異なり、個別の教育に関する基準がなく、多種多様な教育を行っているため」という理由で外国人学校を幼保無償化から除外しました。

法律を運用するのはとても難しく、法律を作ったとしても全ての事案に対処できるわけではありません。だからこそ、法律の世界ではどのように解釈していくのかという観点が重要になります。法治国家で起こる様々な複雑な事象を法律で解決するために必要不可欠な観点です。

しかし、現在、朝鮮高校の高校無償化排除から始まる一連の外国人学校外し(主には朝鮮学校外し)は「全ての子どもが健やかに成長するように支援する」という基本理念を政府の意向・政治的意図の中で捻じ曲げていくことがまかり通っている状況です。

外国人学校に付属している幼稚園は日本の認可保育園と同じ水準で受け入れている施設も多いです。また、学校に併設されているので運動場や体育館など利用できるところも多く、幼児教育施設として十分に充実しているといえます。

政府は「同じ各種学校である自動車学校に幼保無償化を適用できないから、外国人学校にも幼保無償化を適用しない」というような話で背を向けるのではなく、丁寧な聞き取りを通して各種学校の幼稚園でどのような幼児教育が行われているかを調査し、外国人学校、朝鮮学校に誠実に向き合うべきではないでしょうか?実際には聞き取り調査すらなかったというのが現状のようです。

どのような施設か、どのような教育が行われているかなどの十分な調査もせずに「多種多様な教育」を理由に幼保無償化から除外することが許容し、多種多様な背景を持つ子ども達から学ぶ権利を奪う日本政府とそれを支持する日本社会は「グローバル」などど語ることができるでしょうか。

8

2019年10月3日、判決後に行われた「高校無償化」裁判報告集会及び、 朝鮮幼稚園に「幼保無償化」適用を求める集会で、 現役の朝鮮幼稚園の先生がアピール文を読まれました。

東春朝鮮初級学校付属幼稚班 教員 尹沙紀

私は今年の3月朝鮮大学校を卒業し、4月から幼い頃からの夢であったウリ幼稚園の先生として働くことになりました。

日本の幼稚園ではなく、ウリ幼稚園の先生 になりたかったのは、自分を12年間民族教育 の中で育ててくれた、ウリハッキョへの恩返し の気持ちからでした。

私は子どもが大好きですし、そのような自分の力を発揮できる場が先生だと思い、そして何よりウリ民族教育の出発点である幼稚園の先生に、必ずなろうと決心しました。

朝鮮大学校に入学した私は、幼稚園の先生 になるにあたって強く決心し挑んだのが、国家 資格である保育士試験でした。

私は必ず在学中に合格し堂々と胸を張ってウリ幼稚園に行きたいと強く思っていたので、合格率2割弱という中、合格だけを目指し、1年半必死に勉強し試験に挑みました。

自分の努力が実り、大学に入学した最大の 目的であった保育士資格を取得したときは、本 当に嬉しかったです。

これで、堂々とウリ幼稚園の先生になれるという希望と抱負を胸に抱き、今年4月から東春朝鮮幼稚園の先生になることができました。

子どもと日々接し、保育する喜び、又、現 場でしか味わえない保育の難しさ。

私にとって何もかもが新鮮で、とても有意義 な時間でした。

しかし、喜びもつかの間、子ども達のため に日々考え実践しようとする私のまえに、大き な「差別の壁」が立ちはだかりました。

幼保無償化適応から朝鮮幼稚園を除外する との、衝撃的なニュースでした。

やっとの思いでここまで登りつき、専門的な 知識を現場で実践し、少しでも園児の為に頑 張ろうという純粋な気持ちを、踏みにじられま した。

私のみならず、私を育ててくれたウリ幼稚園 を全否定されたと思うと悔しくて、居ても立っ ても居られませんでした。

ウリ幼稚園に通うため、朝早くからスクール バスに乗る園児たち、親たちの努力を想うと 腹立たしくなります。

毎朝笑顔で幼稚園に通う園児を見るたびに、 どうしてこんな幼い子どもにまで、差別するの か本当に悔しいです。

私たちは、幼稚園で自国の言葉や歌を学ば せたいだけです。

民族の情緒を育んでやりたいだけです。 何が問題なのでしょうか?

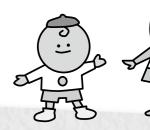
やるせない気持ち、悔しい気持ちでいっぱいです。

幼児教育の権利を奪わないでください。 幼児教育の自由を奪わないでください。

朝鮮大学で学ぶ後輩たちの、幼稚園の先生 になるという夢と希望を奪わないでください。

私は、ウリ幼稚園を必ず認めてもらう為、なによりもウリ幼稚園に通うオリニの為、より一層、保育に励むことを決意し、以上私の発言とさせて頂きます。







山本 かほり

みなさん、こんにちは。いつも愛知朝鮮高校無償 化裁判を支援・応援いただきありがとうございます。 今号に詳細がありますが、名古屋高裁の判決も残念 で悔しい結果となりました。高裁裁判官の訴訟指揮 に対する抗議のため、皆様にご協力いただいた署名 を届けた時の高裁書記官の言葉(「署名は受けとるが 裁判官には渡さない。署名が来たこと自体伝えない」)等々を考えると、決して楽観はできないと覚悟は しておりました。しかし、それでも、傍聴した朝高生た ちが泣き崩れているのをみると、私の胸もかきむしら れるような気がしました。思わず抱きしめて「大丈夫 だよ。これからだから。泣かないの。これからだよ」と 言うのが精一杯でした。私たちの力及ばず…で本当に 申し訳ありません。

さて、敗訴が続くこの裁判で私たちが何を残せたのかを、今、問われる時期に来ていると思います。愛知には、これまで朝鮮学校を支援する会がなかったと聞いています。無償化排除というマイナスのきっかけではありましたが、2010年に無償化ネットが発足して以来、私たちと朝鮮学校はたくさんの話し合いをし、お互いに向き合いながら、時には激しい議論もしながら、この間、ともに活動してきました。この関係をベースに、アフター無償化裁判はどうあるべきかについても議論を開始したところです。

私たちができることは限られてはいます。それでも、日本の植民地支配の結果としての朝鮮学校であることを考えると、私たちが朝鮮学校を存続させるこ

とは、責任だと思っています。そのために、今後は愛知の朝鮮学校を「支援」(この言葉には抵抗はありますが、良い代替案が浮かびません)する方向へと会の性格を変えながら、今後とも活動を続けたいと思っています。朝鮮学校の美化活動、朝鮮学校との交流活動、財政面での支援活動など、今後ともじっくりと話し合いながら、Face to Face の関係の構築をめざしていきたいと思っています。

もちろん、まだ、最高裁の判断は終わってはいません。東京、大阪はすでに残念な結果で確定していますが、私たちは最後の最後まで希望を捨てずに、裁判支援も継続する意思をもっています。

今後ともどうぞよろしくお願いします。



2018年愛知中高の運動会にて。



みなさまのご協力をお願いいたします。

わたしたち「朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知」 (朝鮮高校無償化ネット愛知)は2010年5月に結成されました。 地裁判決に続き、高裁での判決も悔しい結果となりました。

しかし、朝鮮高校生たちは希望を捨てず、前を向いて闘い続けています。 無償化ネット愛知も、愛知朝鮮高校生の「無償化」裁判勝利のその日まで、

そして無償化裁判後も朝鮮学校を継続して支援していきます。

裁判応援 グッズ





オリジナル付箋 **...300**⊞



購入希望の方、または、集会などの折に 販売にご協力いただけるようでしたら、 下記までご一報ください。

会費納入および カンパのお願い

2枚セット

朝鮮高校無償化ネット愛知では、朝鮮高校生就学支援金不支給違憲国家賠償請求訴訟へ の支援のために、『ととり通信』の発行(瓦版は裁判終了後)のほか、さまざまな集会、学習会、街 頭宣伝、署名、広報リーフレットや応援グッズの作成など多彩な活動を行っています。

特に訴訟には、原告裁判参加費(交通費)、裁判実務費、広報費、報告集会費などの多額の 費用がかかります。

これらの活動に必要とされる費用は、みなさまの会費及び賛同者の方々のカンパによって賄わ れています。みなさまのご理解とご協力をどうぞよろしくお願いします。

〈会費〉1.000円/年 会費とカンパのお振込みは、下記の郵便振替口座または預金口座となります。

① 郵便振替払込口座 〈口座番号〉 00810-9-198143

② 他金融機関から ゆうちょへの振込 〈銀行名〉ゆうちょ銀行 〈店名〉089(ゼロハチキュウ) 〈店番〉089 〈預金種目〉当座預金 〈口座番号〉0198143

※ ①②とも〈名義〉朝鮮高校無償化ネット愛知

【連絡先】 愛知県豊明市栄町南館 55

> 愛知朝鮮学園内 朝鮮高校無償化ネット愛知 Tel: 0562-97-1815 Fax: 0562-97-1829

Mail: mushoukanet.aichi@gmail.com

ととり通信 22号

2019年11月16日 発行

行: 朝鮮高校無償化ネット愛知

URL http://mushouka.aichi.jp/

e-mail: mushoukanet.aichi@gmail.com

FAX: 0562-97-1829

集:USM ~ 웃음 ~ ウリハッキョサポートネットメンバーズ

デザイン: (株) アトリエ・ハル